

第 4 章 歴史公文書等の利用及び利用の促進に関する措置

I 利用（利用請求、審査、異議申し立て）

1. 閲覧、写しの交付等

中期目標

平成22年度中に、公文書管理法第27条に基づく「利用等規則」を作成して内閣総理大臣からの同意を得ること。

本中期目標期間の早期に、歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、年度ごとに適切な目標数値を設定すること。

中期計画

平成22年度中に、公文書管理法第27条に基づき「利用等規則」を作成し、内閣総理大臣からの同意を得るとともに、これを公表する。

平成22年度前半に、館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針および工程表を作成し、年度ごとに計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、年度ごとに適切な目標数値を設定する。

実績

(1) 「利用等規則」の作成

平成22年度において、新たな体制における歴史公文書等の保存及び利用のあり方の検討を踏まえつつ、「利用等規則」を策定し、公文書管理委員会への諮問を経た上で、内閣総理大臣の同意（平成23年4月1日付け）を得て公表した。

(2) 歴史公文書等の利用に係る取組方針等の作成及び実績

平成22年9月に、館の保存する歴史公文書等の利用サービス向上等に向けた方策を盛り込んだ取組方針等を作成し、利用請求を待たない積極的審査やインターンシップの受入れ等、所要の取組を実施した。

(3) 利用に係る目標数値の設定

平成22年において、年度ごとに館の業務体制や受け入れた特定歴史公文書等の量や種類、その他の状況を総合的に勘案し、より制度の高い適切な数値目標を設定することとした。具体的な指標は、事業年度ごとの貸出審査日数、公開審査冊数、デジタル化コマ数等とした。

(4) 利用実績

		23年度	24年度	25年度	26年度
閲覧者数		4,747	4,549	4,470	4,835
利用請求	利用請求による閲覧冊数	560	386	376	764
	写しの交付冊数	3,249	2,679	3,401	3,340

2. 審査

中期目標

要審査文書（歴史公文書等のうち、非公開情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊）の閲覧申込（公文書管理法施行後は利用請求）については、適切な期限を設定し、審査期間の迅速化を図ること。また、要審査文書について積極的な審査を行うとともに、時の経過を踏まえて非公開区分の文書の区分見直しを適切に行うこと。

中期計画

要審査文書の閲覧申込（公文書管理法施行後は利用請求。以下同じ。）があった場合には、次の期間内に審査し、利用に供する。

ア) 閲覧申込があつてから30日以内に審査し、利用に供する。

イ) ア)に関わらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日を限度として期間を延長し、審査できない理由及び期間を申込者（公文書管理法施行後は請求者。以下同じ。）に通知する。

ウ) ア)及びイ)に関わらず、閲覧申込に係る公文書等が著しく大量である又は内容の確認に時間を要するため、60日以内にそのすべてを審査することにより事務の遂行に著しい支障が生じる場合には、相当の部分につき審査し利用に供するとともに、残りの部分については相当の期間内に審査し利用に供する。この場合、審査できない理由及び期間を申込者に通知する。

中期目標期間中に、要審査文書について、計画的かつ積極的な審査を行い、要審査文書の年間処理件数を大幅に拡大するとともに、時の経過を踏まえて、非公開区分の文書の区分見直しを適切に行う。この際、利用制限は原則として30年を超えないものとする「30年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえた判断を行う。

実績

(1) 利用請求に対する審査

① 審査実績

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
審査冊数		1,673	1,468	1,811	1,611	1,692
	公開	1,085	721	1,325	1,024	1,170
	部分公開	588	747	486	585	517
	非公開	0	0	0	2	5

② 要審査文書の審査期間

(単位：冊)

審査期間		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
30日以内に利用決定		1,650	1,008	1,179	1,086	1,212
60日以内に 利用決定	30日以内の延長手続 を適用	18 (注)	100	140	85	91
	特例延長手続を適用 (相当の部分)		111	122	106	89
60日を超えて利用決定		5	249	370	334	300
合計		1,673	1,468	1,811	1,611	1,692

(注) 延長手続が始まったのは、公文書管理法施行(平成23年4月)以降である。

(2) 積極的な審査及び非公開区分の見直し

対象	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
積極的な審査(冊)	764	240	460	779	606
非公開区分の見直し(冊)	-	5,133	1,656	70	77

3. 異議申立て

中期目標

公文書管理法施行後、利用の制限等に対する異議申立てがあった場合は、迅速に対応すること。また、公文書管理委員会から公文書管理法に基づき、資料の提出等の求めがあった場合には、積極的に応ずること。

中期計画

公文書管理法施行後、利用の制限等に対する異議申立てがあった場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮問が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行う。

実績

異議申立ての状況(平成23~26年度)

年度	異議申立て対象文書の概要	受付	件数	諮問		答申	決定	内容	備考
				日数	日数				
23年度	原子力発電検査基準整備事業予算等関係資料	23年 10.18	3	23年 11.15	28日	24年 3.9	24年 3.22	原処分取消し (一部利用決定)	
	原子炉建屋の建築基準法に係る認定申請等関係書類	23年 10.18	3	—	—	—	23年 12.5	原処分取消し (全部利用決定)	諮問 なし

24年度	日韓請求権交渉関係資料	24年 9.18	1	24年 12.14	87日	26年 3.25	26年 3.31	原処分取消し (一部利用決定)	
25年度	日韓請求権交渉関係資料	25年 11.1	1	25年 11.29	28日	—	—	—	取下
	日本経済短期大学関係書類	26年 2.10	4	26年 3.24	42日	26年 12.19	27年 2.2	原処分取消し (一部利用決定)	
26年度	依存性薬物検討会関係書類	27年 1.7	4	—	—	—	—	—	継続 審議

Ⅱ 展示、特定歴史公文書等の貸出し

1. 展示

中期目標

国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い展示を実施すること。

中期計画

国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。また、開催場所の工夫や地方公文書館等他機関との連携等も含め、企画内容や展示方法等に関して新たな取組を行うことにより、展示の魅力及び質の向上を図る。

実績

- ・中期目標期間中における各年度においていずれも年3回以上展示会を開催した。
- ・新たな取組として、本館にて平成23年度から年4～6回の企画展を開催した。
また、平成25年春の特別展における企画者による展示資料解説や平成25年度企画展における講演会の開催、企画展におけるギャラリートークの実施など、展示内容をより分かりやすく伝え所蔵資料に親しみを持ってもらうための取組を実施している。
- ・他機関との連携した新たな取組として、平成24年度から展示会場の公募による館外展を開催しており、平成26年度までに博物館等を会場とし地方公文書館等と共催した館外展を計4回開催した。このほか、平成24年度から25年度にかけて福岡共同公文書館と、平成25年に外務省外交史料館、宮内庁宮内公文書館とそれぞれ連携し、展示会を開催した。
- ・平成26年度には、海外の公文書館と連携してその所蔵資料を紹介する館にとって初めての試みである「JFKーその生涯と遺産」展を、ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館と連携して開催した。
- ・常設展においては、平成26年度から展示内容を一新し、展示内容の充実に努めた。

展示会入場者数 (単位：名)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
本館					
常設展・企画展	7,114	4,817	0	9,506	10,383
春の特別展	9,975	4,178	567	5,942	19,998
秋の特別展	4,606	4,122	0	9,231	15,411
つくば分館	2,750	3,263	3,664	3,464	5,511
館外展	0	0	2,718	6,944	1,537
合計	24,445	16,380	6,949	35,087	52,840

(注) 平成24年度は、耐震補強工事の実施により本館での展示会開催を休止

2. 特定歴史公文書等の貸出し

中期目標

保存する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、適切な貸出を行うこと。また、適切な審査期限を設定し、迅速な貸出を図ること。

中期計画

館の保存する歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを考慮しつつ積極的な貸出を行う。貸出審査については、貸出機関等からの申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。

実績

貸出申込みに対する審査について、すべて30日以内に貸出決定を行った。

貸出実績

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
貸出機関数	18	25	23	18	19
貸出冊数	137	143	114	102	153

Ⅲ 館デジタルアーカイブの運用

中期目標

館のデジタルアーカイブの利便性向上に取り組むとともに、計画的に所蔵資料のデジタル化を推進すること。

中期計画

いつでも、どこでも、だれもが、自由に、無料でインターネットを通じて館の保存する歴史公文書等を広く利用できるようにするため、平成 22 年度から館のデジタルアーカイブの新システムの運用を開始するとともに、計画的かつ積極的に所蔵資料のデジタル化を推進する。

実績

1. 館デジタルアーカイブの運用

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
トップページへのアクセス数 (件)	232, 294	264, 620	238, 934	265, 490	346, 177
新規公開デジタル画像 (万コマ)	142	133	173	185	211

- ・館デジタルアーカイブとアジア歴史資料センター資料提供システムを統合することにより、システム全体経費の更なる削減及び運用・保守の簡素化・効率化を基本理念として、「国立公文書館デジタルアーカイブ等システムに関する業務・システム最適化計画」を平成 26 年 3 月に策定した。平成 26 年度には、統合後のシステム及び電子公文書等システムの構築に向けて、両システムの要件定義書作成等の業務を実施した。

2. 所蔵資料のデジタル化

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
閲覧可能画像数累計 (万コマ)	1, 055	1, 235	1, 411	1, 599	1, 813
デジタル画像作成率 (%)	7. 8	7. 9	8. 5	9. 4	10. 6

(注) 画像数累計は、館デジタルアーカイブ及びアジア歴史システムに登録されている館所蔵資料のデジタル画像数累計を合算したものである。

IV その他利用の促進に関する措置 (見学、広報等)

中期目標

歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向等を把握し、適切な対応を講じるとともに、新たに公開された資料をはじめ所蔵資料を積極的に国民に紹介するなど広報の充実等の措置を講ずること。

中期計画

館の保存する歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行う。

開館曜日の拡大も含め、年間開館日数について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館

日数を増加させる。

つくば分館に保存されている文書が本館でも利用できるようにする方策をはじめとして、つくば分館に係る利用者の利便性向上策を検討し、中期目標期間中に具体的な措置を講じる。

ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、国立公文書館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高める。また、館の保存する歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。

実績

1. 利用者のニーズや動向の把握

- ・ 閲覧利用統計を継続的に作成し、その集計・分析結果を館の業務の参考に資している。
- ・ 閲覧者アンケート等の結果を踏まえ、閲覧室内におけるサービスの向上及び改善（所蔵資料の閲覧に際し利用者が持参したカメラによる撮影を可能とする運用の開始、土曜臨時開館を試行する等）を図っている。
- ・ デジタルアーカイブの利用状況に係るアンケートにて、内閣文庫資料のデジタル化推進に係る要望があったことを踏まえ、内閣文庫資料のデジタル化冊数を増加させている。

2. 各種見学の受入等

- ・ 平成 23 年度に見学要領を定め、書庫を新たに見学対象に追加した。
- ・ 平成 25 年度から、小学生、中学生・高校生及び一般の方を対象にした館主催見学会を新たに開催した（平成 26 年度には上記に加え、教員、教科書会社、大学生向けも実施）。
- ・ 平成 26 年度から、見学者の利便性向上等を図るため、本館 1 階及び 2 階に新たに見学コースを整備した。

見学の受入実績

年度 区分	23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
本 館	38	357	40	380	78	1,052	85	804
分 館	14	474	9	244	6	168	8	107
合 計	52	831	49	624	84	1,220	93	911

3. 開館日数増加に向けた取組

- ・ 館内に設置した「開館日数増加に向けた検討ワーキンググループ」にて検討を重ね、平成 26 年 3 月 8 日（土）に試行として本館閲覧室を臨時開館した。平成 26 年度においては、毎月第 1 土曜日（1 月を除く。）に本館において試行的に臨時開館を行った。当該試行の結果は、入室者 213 名（平均 19.4 名）、うち閲覧者 149 名（平均 13.5 名）であった。
- ・ 本館の連続企画展については、平成 25 年度第 4 回企画展から土曜日開催することとした。

閲覧室の土曜日における臨時開館（試行）実績

	25 年度	26 年度
臨時開館日数	1 日	11 日
臨時開館日における閲覧者数	18 名	149 名

4. つくば分館利用者の利便性向上

- 平成 23 年度に、つくば分館に保存されている特定歴史公文書等のうち、公開状況が「公開」、「部分公開」となっている特定歴史公文書等の原本について本館でも利用できるようにするため、「特定歴史公文書等の閲覧場所の指定に係る事務取扱要領」を定めた。これにより、つくば分館所蔵の特定歴史公文書等を本館において利用した実績は次のとおりである。

つくば分館連絡便による輸送実績（本館閲覧分）

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
件数	27	119	165	219
冊数	74	380	481	611

- 関東鉄道株式会社への要望を行ってきた結果、平成 25 年 4 月に分館前バス停として「国立公文書館つくば分館」が新たに設置された。

5. 広報

- ホームページにおいて、特別展等の開催案内を行うとともに、館の業務に係る最新情報を内外に積極的に発信した。
- 平成 26 年 4 月に館ツイッターを開始し、平成 27 年 3 月に広報誌「国立公文書館ニュース」（年 4 回刊行予定）を創刊した。
- 館の紹介等を地下鉄駅構内電飾広告、DVD、リーフレット等により実施した。特別展の開催案内については、地下鉄駅構内、車内広告のほか、イベント情報サイト（掲載無料）等の様々な媒体を利用して実施した。